

事 務 連 絡

平成18年4月25日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中

中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障害福祉課

指定障害福祉サービス事業者等による平成18年4月サービス提供分  
に係る介護給付費等の請求事務への対応について（緊急連絡）

障害者自立支援の推進については、御尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法の本年4月施行分に係る介護給付費等の請求事務については、4月21日付けで関係通知等を送付し、関係者への周知徹底と適切な対応をお願いしたところですが、改めて下記の点に留意の上、適切な対応をお願いします。

## 記

### 1 請求書の提出期日について

請求省令上、事業者は5月10日までに請求書を市町村に提出することとされているが、4月サービス提供分の請求に限り、制度改正後最初の請求であること、事務処理期間中に大型連休を挟むことに鑑み、事業者の負担軽減の観点から、「2 審査支払事務について」の留意点に配慮しつつ、市町村の判断に基づき、適宜、提出期限の延長を行っても差し支えないこと。

### 2 審査支払事務について

市町村における請求に係る審査支払に当たっては、迅速な審査に努めるとともに、必要に応じて概算払いをした上で後日精算するなど、支払が遅延し、事業者の事業運営に支障が生じないように配慮すること。

### 3 上限額管理事務の円滑な実施について

上限額管理事務が効率的かつ円滑に実施されるとともに、上限額管理者の事務負担が軽減されるよう、市町村は、上限額管理者が逐一提出を求めなくても、関係事業者が自らのサービス提供実績記録票を、定められた期日までにFAX、電子媒体、その他適切な方法により上限額管理者に送付するよう、事業者に周知徹底すること。

その際、地域ごとに送付に関するルール（送付期限や共通の電子媒体による送付方法の設定等）を定めるなど、効率的な事務処理がなされるよう適宜調整に努めること。

### 4 請求に向けた対応体制について

都道府県及び市町村においては、今月中に、管内事業者との間で、報酬算定や上限額管理事務等に関する疑義対応をできる限り行っておくこと。また、大型連休中における請求事務に関する事業者からの照会に適切に対応できる体制を講じること。

### 5 国における連絡体制

請求事務に関する照会対応を中心とした国における大型連休中の連絡体制は、次のとおりとするので、都道府県及び市町村においては、事業者等から受けた照会について、自治体限りでの判断が困難で、かつ、早急に対応を要するものがあつた場合は、連絡をされたい。

## ○緊急連絡先（請求関係自治体ヘルプデスク）

- ・ 報酬算定の取扱い 090-5551-0057
  - ・ 上限額管理事務その他 090-5551-5989
- （一方がつかない場合は、他方にかけても可）

## ○上記連絡先の対応日

- ・ 4月29日（土）・30日（日）
- ・ 5月3日（水）から7日（日）まで